

一人当たり保険税必要額、国保事業費納付金が増加した主な理由

<一人当たり保険税必要額> 【県全体 ③0103,620円 → ③1108,767円 (5,147円増、約5.0%増)】

○一人当たりの保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の増加【3.7%増要因】

県全体 ③0355,880円 → ③1368,883円 (13,003円の増、3.7%の増)

保険給付費等の総額は減少しているが、被保険者数の減少の方が大きいため、一人当たりは増加した。

<内訳>

総額 ③0610,019,108,577円 → ③1596,538,133,562円 (▲13,480,975,015円、▲2.2%)

被保険者数 ③01,714,116人 → ③11,617,149人 (▲96,967人、▲5.7%)

※被保険者数は一般被保険者数で算定

○前期高齢者交付金等の29年度精算分一人当たり追加交付額の減少【1.5%増要因】

県全体 一人当たり追加交付額 ③05,289円 → ③13,691円 (▲1,598円、▲30.2%)

29年度概算額の算出時、高額薬剤（ソバルディ錠など）の普及で医療費が増嵩した27年度の実績や伸び率等を勘案したことで本来必要となる額よりも多く交付された影響などによる。

※29年度分の精算は市町村ごとに行うため、市町村により返還額が減少、追加交付額が増加する場合がある。

○市町村の予算の見込み方による増加

- ・歳出の増 保険税を財源とする保健事業費等の増額、予備費の計上等
- ・歳入の減 過年度分の保険税収納見込額の減額

(10)予備費

保険給付費の増加に伴う予算上の措置は不要であり、保険料収納不足が生じた場合、財政安定化基金の活用が見込まれるため、予備費の計上は必要最小限の規模の計上とされたい。また、市町村の財政調整基金により財源を確保できる見通しがある場合には、予備費を計上しないことを基本とする。

出典：平成29年12月27日付保国発1227第3号「都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項についての一部改正について」

<国保事業費納付金額>

国保事業費納付金は、被保険者数の減少により県全体の総額は減少している。

県全体 ③0198,841,214,866円 → ③1196,309,039,726円 (▲2,532,175,140円、▲1.27%)

○増加している市町村の主な増加要因

前期高齢者交付金等の29年度精算による追加交付額の減少。

県全体 ③09,065,174,961円 → ③15,970,297,285円 (▲3,094,877,676円、▲34.1%)

※29年度分の精算は市町村ごとに行うため、市町村により返還額が減少、追加交付額が増加する場合がある。